

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VIII 社会保障闘争

1 医療保障闘争

健保改革法案廃案へ

七九年八月の第八八臨時国会に提出された健保法改革案は、衆院解散により自動的に廃案となったが、同年一二月の第九〇臨時国会にふたたび提出され、継続となり、第九一通常国会にもちこされた。八〇年二月に衆院社労委で厚相の提案理由説明がおこなわれ、八〇年度予算の成立した四月上旬以降、重点的に審議がすすめられた。

自民党は、政府案を大幅修正しても今国会で成立をはかるとの方針を確認し、四月一七日には第一次修正案を提示した。その後自民党は、社会、公明、民社三党と個別折衝をおこない、四月二三日に第二次修正案、四月二五日に第三次修正案を提示した。これにたいし、社会、公明、民社三党案が示され、四党間で話し合いがおこなわれた結果、同日午後一〇時に四党合意が成立し、五月七日衆院社労委可決の見通しとなった(合意の内容は第三部V「社会保障」参照)。

ところが、連休明けの五月七日、日本医師会が、健保法修正案がたとえ継続審議になっても、自民党地方区での選挙協力は一切おこなわない、という全面反対も声明を発表したため、参院選挙をひかえ自民党内の事情により審議がストップするという事態が生じた。これにたいし野党三党から抗議があり、五月八日以降ふたたび四党の社会労働委員会による健保法案のツメがおこなわれたが、(1)政府健康保険料弾力条項発動の条件、(2)それにとまなう国庫負担の連動、(3)借入れの条件、(4)累積赤字の処理の四項目について、与野党双方に歩みよがないまま、五月一六日内閣不信任案可決、衆議院解散により、法案は審議未了廃案となった。こうした国会内での動きを背景に、この時期の医療保障闘争は展開された。

総評・中立労連のとりくみ

総評は、七九年七月の定期大会で健保改悪阻止闘争を社会保障闘争の重点課題としてとりくむことを確認し、八月一〇日には、(1)制度間財政調整法案反対、(2)保険外負担の解消、(3)本人・家族の一〇割給付、(4)薬価基準算定方式の改善などの要求をふくむ社会保障制度改善に関する要求書を予算要求書とともに厚相へ提出した。九月五日には、総評全国社会保障担当部長会議を開き、秋から八〇年春闘へむけて、健保改悪阻止、年金改善の全国的な運動の展開を確認し、一月二一・二二日の関東ブロックを皮切りに一二月一四・一五日の北信越ブロックにいたる七ブロックで、それぞれ一五〇～二〇〇名の単組、地区労代表の参加で、ブロック討論集会をおこなった。

七九年一二月二一日、総評は東京・社会文化会館で全国単産・単組代表による「八〇年春闘共闘全国健保組合対策会議」を開き、八〇年代を展望する運動の重点の一つとして、(1)各健保組合・共済組合で健保改悪反対の機関決定をおこなう、(2)健保・共済組合の民主化を通じた医療制度の不

備・矛盾の是正、(3)民主的な組合づくりの政策・方針の確立、(4)三：七闘争の強化、を確認した。

年が明けて、一月一六日、春闘共闘会議社会保障対策委員会は総会を開き、健保改悪阻止、年金改悪反対、低所得者の生活危機・福祉充実を求めるたたかいを軸とする、八〇年春闘の社会保障闘争方針を確認し、健保・年金改悪反対の全国的な署名運動を実施することを確認した。三月一八日、中央社保協は、「健保・年金の全面改悪に反対し、国民年金、福祉を改善する中央集会」を約八〇〇名の参加で開いた。

八〇年度予算が成立し、健保法改革案の審議がすすめられ、自民党第一次修正案が提示されると、総評は、四月二一日幹事会で、自民党修正案は政府案と本質において変わらないものであり、その廃案をめざし強力にたたかう、という態度を決定し社会党はじめ野党各党に協力を要請した。

さらに自民、社会、公明、民社四党合意成立後には、四月三〇日社会保障部長対策会議を開き各単産と意見を交換したのち、五月六日に、総評・中立労連社会保障対策委員会で「健康保険法案・厚生年金法案の四党合意事項について」を発表した。健保に関する四党合意については、給付率の引き上げという評価できる点もあるが、まだ多くの問題がある、以下の点について国会で修正または言質をとるよう社会党はじめ各党に強く要請する、(1)高額療養費自己負担限度額を二万円(低所得者一万円)とする、(2)保険料率の弾力条項の上限を引き下げ国庫負担との連動をおこなう、今年中一〇〇〇分の八〇は変更しない、(3)附加給付・財政調整については現行どおりとする、(4)医療供給体制の改善、保険外負担の解消、薬価基準の改善について具体的に確認する、(5)国保はじめ他の健保との関連を明確にする、という内容だった。

国会内で健保法案の審議がすすむさなか、春闘共闘会議は数次にわたる国会請願行動をおこない、一〇〇万人をこえる健保・年金改悪反対署名を集約した。

## 医団連、保団連、患者団体の健保改悪反対運動

八〇年四月七日、自民党が、政府案にたいする修正(案)を発表したのち、四月九日医労協常任幹事会は、「健保改悪粉碎のため全力で闘おう——重大な国会情勢にあたっての緊急アピール」を発表し、四月一〇日保団連は、自民党案に示された入院一〇割・外来七割給付、医療機関の指導・監査の強化を批判し、自民党の健保修正案に反対する声明を発表した。

自民党の第二次修正案が提示された翌日の四月二四日、医団連は健保改悪反対の決起集会を開き国会・厚生省へ抗議のデモ行進をおこなった。

四党合意の成立した後、四月二六日には保団連が、入院と外来で給付格差をつけたことは、早期発見・早期治療の原則を忘れたものであり、本人の外来九割給付は受診抑制を招くとともに、医療機関の窓口事務の繁雑さをいっそう増加し、老人医療有料化に先鞭をつけるものだとして、健保法改正原案そのものの廃案を強く要請した。四月二七日保団連中四国ブロック会議が四党修正案にたいして反対決議をおこなった。四月三〇日医労協は、四党合意にたいし、健保本人の一〇割給付を崩すことは、(1)健保制度の根幹を破壊する、(2)老人医療の有料化、結核・精神病・難病などの公費医療制度の改悪に途を開き、(3)わが国の社会保障制度の大幅な後退に連動していくとい見地から第一一回常任幹事会で「医療後退生み出す四党合意に反対し健保改悪法案の廃案めざし奮闘しよう」を発表した。

患者団体も反対を表明し、五月一日全国腎臓病患者連絡会議は、「健保法四党合意案に関する見解」を発表。腎臓病患者一透析患者の立場から同案を批判した。五月六日には、日患同盟が四

党修正案について、(1)長い間かかって築いてきた被保険者本人の外来給付を九割に下げた、(2)給食費相当額一日一〇〇〇円の患者負担、(3)保険料の引き上げ、を批判し、とりわけ外来九割負担は結核、肝臓病などの長期慢性疾患患者の治療を中断に追いこむものである、として反対を表明、将来の医療保障制度に禍根を残すことのないよう善処を強く求めた。また、同日、全国患者団体協議会も、四党修正案が、(1)健保本人の入院で一ヵ月二万円、外来で一割負担、(2)保険料の大幅値上げ、(3)高額療養費患者負担限度額が政府案より高い一万五〇〇〇円であることなどを批判し、修正案の成立は、各種公費負担医療のいっそうの保険優先、公費患者の締め出し、所得による一部負担の導入など全面的改悪に途を開くもの、として廃棄を求めた。

五月七日、九日、一二日～一五日に、医団連は終日国会行動をおこない、医労協は五月九日に、当面の健保改悪反対宣伝のポイントとして「自社公民四党修正は健保大改悪の本質をなんら変えるものではない」を発表した。

## 同盟の医療保障へのとりくみ

健保法改正案については、審議を通じて改正要求の実現をはかるという方針を確認するとともに民社党と協議しつつ対処してきた。七九年一二月四日には、厚生大臣にたいし当面の重点課題となっている医療保障・年金制度の改正について申入れをおこなった。この申入れの医療保障に関する部分は、(1)医療保険の内容の改正、(2)医療保険の体系整備、(3)診療報酬、支払制度の改善、(4)医療供給体制の整備、充実、(5)健康対策の確立からなっている。また、被保険者に健保制度に対する理解と協力を得ることを目的に、医療費通知運動の実施を健保組合と連携して実施していくことを確認し、現在実施中である。

七九年八月六日～八日、岡山県で約九〇人の参加で、医療問題に焦点をしばった全国福祉研究集会を開いた。(1)医療保険の周辺問題、(2)医療保険と支払制度の二つをテーマに、シンポジウム「医療保障のあり方を求めて」をおこない、江見康一橋大学教授、水野肇医事評論家、吉村仁社会保険庁参事官が講師として参加した。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---